

※ 申請書類は、A4サイズかつ片面記載のもの（原則、両面記載のものは不可）をご提出ください。

12) 日本人の孫

※ブラジル人の場合のみ。他の外国人の場合は、日本人の孫（在留資格認定証明書を提示する申請）の書類を提出してください。

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 申請人が18歳以上の場合は下記の書類：
 - a) 連邦警察の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
 - b) 居住している州を管轄する下記の機関の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
 - サンパウロ州：サンパウロ州公安局民事警察リカルド・グンブレトン・ダウンチ鑑識院 (Instituto de Identificação Ricardo Gumbleton Daunt, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de São Paulo)
 - マト・グロッソ州：マト・グロッソ州公安局鑑識総務管理課 (Coordenadoria Geral de Identificação, da Secretaria de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso)
 - マト・グロッソ・ド・スール州：マト・グロッソ・ド・スール州司法公安局鑑識総務管理課ゴンサロ・ペレイラ鑑識院 (Instituto de Identificação Gonçalo Pereira, da Coordenadoria Geral de Perícias, da Secretaria de Estado de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso do Sul)
 - ミナス・ジェライス州：ミナス・ジェライス州公安局民事警察鑑識院 (Instituto de Identificação, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de Minas Gerais)
5. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
6. 申請人の出生証明書（認証済みのコピー）
7. 日系人である親の身分証明書RG（認証済みのコピー）（既に死亡している場合は、死亡証明書（認証済みのコピー）が必要です）
8. 日系人である親の出生証明書（認証済みのコピー）

9. 両親の婚姻証明書（認証済みのコピー）
10. 日本人である祖父及び／又は祖母の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）（既に死亡して戸籍謄本に死亡事実が記載されていない場合は、死亡証明書（認証済みのコピー））
11. 祖父母の婚姻証明書（認証済みのコピー）（戸籍謄本に婚姻事実が記載されている場合は必要ありません）
12. 日本人である祖父又は祖母の戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（1年以内に発行されたもの）（オリジナルとコピー）
13. 日本国での生活維持能力を証明する資料（オリジナル）
 - ・申請人の雇用予定書
 - 日本に居住する家族の方（両親、兄弟、配偶者又は子）が保証する場合は、その方との親族関係を証明する書類及び下記14に記載されている書類を提出してください
14. 日本国に居住する身元保証人の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（外国人の場合は記載事項に省略がないもの）
 - 在留カードのコピー（表裏）（外国人の場合のみ）
 - 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ）（外国人の場合のみ）
 - 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）

※

- a) 身元保証人が家族の方で日本から申請人を呼び寄せている場合は、上記書類を提出してください
- b) 身元保証人が家族の方で再入国許可を使用して、申請人と同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 旅券のコピー（身分事項、署名欄、査証、再入国許可、出入国印等のページ）
 - 在留カードのコピー（表裏）
 - 身元保証人の下記書類のいずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（身元保証人が休暇中の場合）

c)身元保証人が家族の方で申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合

- 身元保証書（オリジナル）

15. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、オリジナルは受付時に確認後、返却します。

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。